



# 後期高齢者医療制度の 被保険者証のお知らせ



平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まることに伴い、新たに後期高齢者医療の被保険者証を役場より送付します。

## 加入対象者及び加入日について

75歳以上の方（65歳以上の一定の障害を有する方で広域連合が認定した方も含みます。）が対象となります。

なお、平成20年3月31日の時点において、老人保健法医療受給者証をお持ちの方は、今までの国民健康保険や社会保険等の健康保険から全員が後期高齢者医療の被保険者になります。

また、平成20年4月1日以降に75歳（一定の障害を有する方については65歳）の誕生日をむかえる方は、誕生日から後期高齢者医療の被保険者となります。

例）9月15日が75歳の誕生日の場合 → 9月15日から後期高齢者医療の被保険者

## 被保険者証をお届けする時期について

平成20年3月31日の時点で75歳になっている方 →


- ・平成20年3月中に1人1枚の後期高齢者医療の被保険者証を送付します。

平成20年4月1日以降に75歳の誕生日をむかえる方 →

- ・75歳の誕生日をむかえる日までに後期高齢者医療の被保険者証を送付します。


平成20年4月1日以降は、後期高齢者医療の被保険者証を医療機関窓口に出してください。

現 在




健康保険証

+



老人保健法医療受給者証

平成20年4月1日から



大きさは、現行の医療受給者証と同じです。

お問い合わせ

- ・茨城県後期高齢者医療広域連合  
〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオス1階  
☎029(309)1212 FAX029(309)1126  
詳しくはホームページをご覧ください。 <http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>
- ・町民税務課 町民G（内線233）